

鳥栖市公共工事入札参加者 様

## 請負代金内訳書の提出についてのお知らせ（重要）

平素より大変お世話になっております。

今般、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、材料費等を明示した請負代金内訳書を提出する規定を、工事請負契約書第3条第2項に追加しましたのでお知らせします。

契約書抜粋

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 乙は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

工事入札参加者様におかれましては、ご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

### 1. 対象案件

令和8年7月1日以降に公示する全ての建設工事

### 2. 提出書類

請負代金内訳書（別紙：参考様式）

### 3. 提出方法

契約締結後5日以内に提出してください。

(工程表、着手届等と一緒に提出してください。)

### 4. 提出先

契約事務担当課 (発注課)

### 5. 注意事項等

○ (別紙) は参考様式とします。

○ 受注者の任意様式で提出する際は、契約書第3条第2項を満足するよう記入し、参考様式と同様の「請負代金内訳書」と明記の上、提出してください。

○ 入札時に提出した「工事費内訳書」の金額が契約金額と同額の場合、「工事費内訳書」を利用し提出することができます。その場合の提出は、「工事費内訳書」を「請負代金内訳書」と記載し提出してください。

